

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業, アンケート, 外資系企業, 輸入割当 (IQ) 問題 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43433

記錄、調書等

489.17 後

第6回日本カリフォルニア会

条約課長

沖縄返還に伴う経済問題(要旨)

(グラハムとジェイムズ A.D.カルフーン, Jr. 及び G.A.ブルムダーによつて作成)

1969年6月末現在、沖縄におけるアメリカ民間投資は107件222百万ドルである。この内、石油精製が5件209百万ドルで最も大きい。

在沖縄アメリカ企業が在沖縄アメリカ商業会議所を通じて、沖縄返還に伴つて生ずべき諸問題に対する懸念を表明しているが、それは次のようなものである。

1. (課税問題) 沖縄税法よりも税率の高い日本税法を適及してアメリカ企業に適用することは税法の一般原則に反する。沖縄税法をそれが効力を有する期間については適用すべきである。

インフレーションに伴い、資産の再評価を実施すべきである。

課税所得の計算上、返還前後を通じて損失の繰り越しを認めるべきである。

2. (投資奨励策) 沖縄への投資を奨励するため、日本資本だけに投資優遇策を与えるべきではない。

3. (外国人の地位) 沖縄に合法的に居住し、雇用されているアメリカ人その他外国人に対して、日本の入国および帰化に関する諸法律に若干の例外を設けるべきである。

4. (土地に対する外国人の権益) 沖縄の土地に対して有するアメリカ企業及びアメリカ人の所有権、質権をそのまま返還後も認めるか、

認めないとすれば十分な補償を行なうべきである。

5. (事業の免許、認可) 沖縄政府の与えた事業の免許、認可は返還後も有効性を認められるべきである。その免許、認可が返還時の日本の外資規制に合致しない場合は、一定期間内に事業活動範囲の縮小、持株比率の引下げを行なわせる。この場合には何等かの補償を要する。

6. (在沖縄アメリカ企業の日本本土における活動) 返還後、沖縄のアメリカ企業がその活動を日本本土に及ぼすことを認めるべきである(石油の場合に大きな問題がある)。しかし、5の場合ほど強い主張はできない。

7. (技術者、専門家としての免許) 現在、沖縄で受けている技術者、専門家としての免許の有効性について考慮が払われるべきである。

8. (輸入割当て) 返還後、日本の輸入割り当てが沖縄にも適用される結果、在沖縄アメリカ企業が受ける影響を緩和するために、一定限度で例外を設けるべきである。

9. (元利の外貨送金) 返還後、日本の為替規制が適用され、元利の送金に制限が加えられても、それは一般に海外投資に伴うリスクである。

10. (損失補償の手続き) 返還に伴つて行なわれる損失補償の取り扱い手続きを定めるべきである。

以上

裁
無期限

(内題の整理)

在沖縄外資系企業
及び外国人の取扱い
(概稿)

46.3.6
条(柳)

本件に関する半側要求、わかち時処方針、
検討状況及び問題点は次のとおり。

1. 投資の認可

(1) 半側要求：米施政期間中に発給された外国人
投資ライセンスをすべて復帰後も
有効とする。

(2) 方針検討状況等：
① 復帰後すみやかに外資法の認可を受けるための申請をさせる。

(外資法上、個人事業者は)

認可不要であり、また、支店の設置は、届出のみで足
り。

(4) 外資法に基づき申請及びその処理に要する期
間中関係企業が事業を継続しうよう経過
措置を講ずることを要する。

(i) 各個別企業を認可しうるか否かは、準備委員会
を通じて行った実態調査に基づき、目下関
係各省において検討を進めており、~~方針は~~
~~事業を転ずる努力中である~~ 検討の状
況は、次のとおり。

(i) 石油精製(ガソリン、エッソ、カルテックス)、電子部品

製造(フェアチャイルド)及びアルミ精練(アルコア)

の各業種は、資本自由化が行われておらず

関係企業は、概ね巨大企業が本土の産業に

対する影響も大きいので、100%米資本の

資本では認可しえない。よって、~~通産省~~

~~各企業と直接指導~~と本土企業との50/50

の合弁会社に^(させる)~~変更を促す~~等 実体的な方を考

更した上で認可を与える方向で通産省が

直接関係企業を行政指導中である。

(ii) 通産関係の中小企業(約40社)は、ほぼ全

面的に認可する見込みである。(別添/参照)

(iii) 農林関係の中小企業(クエスチョナリに回答したも

のは、7社)については、^{その殆んどが}~~ほぼ~~自由化業種に

あるほか、^(調査団の派遣の目的)実態も不明な点が多く、農林省は、追

加調査を行っている。農林省では、困難な業

種については、事業活動を沖縄に限定せしめる二
(乳製品製造・販売)

ととした上で認可する事も内容を検討している。

(iv) 大蔵関係(保険及び証券。クエスチョナリに回答

したものは、7社)の企業については、~~関係業種~~

~~開行問題(後述)~~はあり、外資法上の問題

は、^(関係業種については、後述。)見送られている。運輸関係(クエスチョナリ

~~開行~~に回答したものは、6社)の企業については、内

題は業法関係(後述)である。郵政、労働

及び建設関係についても同様である。もつと、

建設関係では、不動産業が非自由化業種で

あるので、外資法上の問題もある。

(3) 問題点

(1) 外資法は、外資企業による事業そのものを直接規

制するものでなく、外資送金の面から規制するにす

ぎたい。従って、万一上記(2)の検討の結果わが国の

産業政策上どうしても認可しえざる企業が残った

場合にも、不認可の効果は、単に元本・利益の外資

送金が保証されなくなる、というところ(3)事業活動

そのものは禁止されないのでも、かかる~~場合~~企業
不認可の可能性がある場合に付、

の取扱い振りを検討しておく必要がある。

(ロ) 共同声明以後に琉政に対して申請を行なった

企業(日本側は「かけぬき」と考え、米側は「その方に考え

てやる」)の取扱いの問題については、左をたまた、特

に問題のあるものは、前述の巨大企業であり、その他の

ものについては、琉政に対して日本政府の意見を伝

えることにより、個別的に解決される見込みである。

(イ) 現在各省で検討の対象としてゐる企業は、

準備委員会を通じて西記布したケステヨアに回答し

たもののみである(約8割が回答)。と云う。商学を所

階で、米側に対し、対象企業の範囲を確認し
 おく必要がある。(実態のつかめなものは、認
 可の可否を帰帰前には検討しえないので、
 帰帰後 全く新たに申請を審査する(子
 子。)

(E) 米側は、返還協定の付属取極で認可の
 約束を取り付けるとを希望しているから、かか
 る処理方式を定めるためには、できる限
 り早期に各個別企業の取扱い方針を米側
 に通報する必要がある

(ホ) 会社の法人格については、沖縄の商法
 有限会社法によつて設立された合名会社、合
 資会社、株式会社又は有限会社は、これら
 本土法に基づいて設立されたものとみなすこと
 趣旨の暫定措置法案を準備中である。(第2次
 帰帰対策要綱にも一項設け予定。)

2. 財産権の承認

(1) 米側要求： 帰帰時において米国人及び
 米系企業が有するすべての
 財産権の効力を帰帰後
 ↓

においても認められて。

(2) 検討状況: 米穀の所有権及び借権
及び問題点

~~米穀~~の存続に特に関心を示された

以外に、~~米穀の所有権~~問題が

行われ、~~米穀~~の具体的な要求はなく、他方、

~~米穀~~事業活動の如き調査も行われ、

難いので、復帰後における各種對

策は、制度的な観点から一般的

な検討が行われること。米穀(米穀)

問題点は、次のとおり。

(1) ^(地)家屋~~及び土地~~の所有権: 本土において、外国人による
(法人を含む。以下同じ)

及び借権

土地の所有については、「^(相互主義)外国人土地法」により条件を付し
第1条

又は禁止を行なうことになっており、また、「外国人

の財産取得に関する政令」は、土地、建物等の所有
(第3条)

権及び借権等の外国人による取得を主務大臣

の認可に係らしめているが、同政令第23条の2は、

主務大臣の指定する^(の国民及び法人)外国人については同政令を適用

しないこととしており、米穀、中穀、アフリカ等^(殆どこの口が)

~~米穀~~政令の適用対象外となっていること、

本土法令上、^(は)外国人の土地・家屋の所有権及

借権の享有については制限がないこと、

帰属の神髄においても、~~特に~~この面での問題は

特に念にと考えらる。 ^(布令が11号) 亦、^(布令が11号)「琉球列島における

外人の投資」が2項は、1軒の住宅、家屋又は小計

の貸貸又は^(について)譲渡は、行政主席の事前許可は、不要と

してらる。

(ロ) 国果有地の^(貸)管借：在沖旧国果有地で米民政府が

外人系民間会社に^(貸)貸借してらるものは、16件ある。

これらのものは、^(貸)亦、民間会社と米政府との間の

管借借契約に基づいて管借してらるものにかかる

契約は、復帰とともに~~失効~~失効するものと解されるので、

これら民間会社が管借を継続するにためには、日本

政府又は沖縄県と新たに契約を締結しな

ければならぬ。国有財産法上、普通財産

は貸付けが出来ることになっており(国

有財産法中20条)、外国人又は外国^(系)法人に対

する貸付けも排除されてらるるので、関係

国果有地が復帰後公共の見地から

貸付けを差支えらるものがある場合は、引き続き

貸付けが出来るであろう。目下、大蔵省

理財局において関係国果有地の現状、使

用の態様等の実態を調査してらる。復帰

後国果有地となるものは、地方自治法の適用を

11-A

受けることとなり、同法中237条2項は、普通
 財産の有償貸付けを認めないが、条例では
 地方評会の評決によることを条件としている
 ので、果有地の管理については、沖縄県と関
 係企業との間の新契約締結に至るまでの
 期間について何らかの経過措置を講ずること
 が必要となる。

(1) 鉱業権：本土の鉱業法上、外国人及び
 外国法人は、条約に別段の定めがある場
 合を除くほか、鉱業権者に存在しないことに
 なっている（同法中17条）

12

とす。琉球・鉱業法も外国人の権利享有を認め
 ないが、現在沖縄で外国人が鉱業権を
 持つことはない。（琉球政府に許される鉱業出
 願が未処理のもの、殆ど復帰後に日本政府
 の手で処理されることとなるが、出願者は、い
 かも琉球人又は琉球法人である。カサニ・セツ
 が出願中の鉱業権は、同社の100%子会社で
 琉球法人たる琉球セツの名義に持つこと。）
 (2) 工業所有権：沖縄における工業所有権の保護は、
 1961年の「琉球不正競争防止法」によっている。この立
 法により、沖縄で使用されている他人の発明、営業

匠、商標等の不正使用は、差止請求権や損害賠償
 請求権の対象とする。(外人の発明等も保護される)
 本土で登録された工業所有権は、琉球不正競争防止
 法に違反しない限り沖縄で自由に使用できる(例
 えは、本土で登録された商標であつても、沖縄で
 は他人が使用していないもの。)ので、復帰の際か
 ら使用は、本土の工業所有権と抵触する。この
 問題を解決するため、通産省は、本土において登録
 された権利と抵触する場合があつても、沖縄で
 琉球不正競争防止法に違反せざるに使用され
 たい特許発明、考案等は、原則として沖縄地域内

に限つて通常実施権を認める方向で暫定措
 置法を準備している。従つて、復帰後の沖縄に
 対して外人の工業所有権保護は、一般的には
 本土の特許法、商標法等及び工業所有権の保護に
 関するパリ条約(日米とも加盟)によつて行われる
 ほか、前記の^{57年}暫定措置法の適用も受けることに
 なる。

(ハ) 著作権：沖縄における著作権保護は、明治32
 年の旧著作権法に琉球立法院が若干の改正を
 加えたものによつていふ。この琉球著作権法は、
 本土の新著作権法(本年1月1日施行)と比較して、

(イ) 本土の新著作権法では、著作権の保護期間が著作者の死後50年であるのに対し、沖縄では死後30年と定まっている。及び (ウ) 本土法では、著作権条約の優先が定められているのに対し、沖縄では琉球著作権法が非琉球人にも適用される(内国民待遇)と定まることが相違がある。復帰後の沖縄における外国人の著作権保護は、本土の場合と同様、新著作権法、万国著作権条約(米国人の場合)、ベルヌ条約、桑瑛平和条約第15条C(連合国民の著作権に關する保護期間、戦時加算)及び日華平和条約附屬行政書2(a)Ⅱに基づいて行なわれることになる。この本土

の著作権制度を沖縄に適用するにはあつて生い (イ) 法的問題としては、次のものが考えられる。 (ウ) 条約非加盟人の著作物は、日本国内で最初に発行された場合にのみ保護されるようにする。 (ウ) 条約加盟国人の著作権保護期間が相互主義に基づき、沖縄における現行の保護期間(30年)より短縮される場合もある。 また、かかる問題は、現時点では觀念的なものにとどまっており、米側からの要求もない。故に、返に琉球著作権法の一般的で内国民待遇に基づき 生い在外人の著作権を保護するための暫定措置

をとりししても、(6) 沖縄に限ってかかる権利の保

護を行なうことの果益は疑いなく、(10) ^(他方) 不特定多数の

外人著作権者 ~~等~~ について 特例を認める結果持

来の法律関係が複雑になるおそれもある。

なお、文部省は、新著作権法の沖縄への適用に

伴、若干の経過措置(例えば、琉球著作権法

では、著作物の死後31年経った著作物は自由に

複製できるか、かかる複製物は、新著作権法

の死後50年の期間には ^(にもかかわらず) 該当する ~~もの~~ として新

著作権法に於て適法に作成されたものとみなし、

沖縄に限って 領布を認める等) をとり方針がある

か、かかる措置は、前記の渉外的問題に係り

ものであつて、

(1) ^(受益証券) 技術援助契約、社債及び貸付金債権

外資法上、外国投資家は、これらのものの取得

については、株式又は持分の取得と同様、大

蔵大臣の認可を受けなければならず、これに準

つてゐる。(同法第10条、第12条及び第13条)

在外資系企業又は外国人が ^(現に) 有するこれらの

ものについては、^(暫定措置法に於て) 復帰後において外資法上

の認可を申請させることとなる。(認可を

認めれば、元本、果実等の外貨支払が保証される。)

かかる契約及び債権の^{正確に}実態を把握するに

とは困難であるか、全部認可しうる見込み

である。(大蔵省担当官の感触では、かか

りものはあるか、いれ一括認可を差支えない

と思うか、株式取得等の面で外資法

上の申請を行なわしめなくてはならぬ、是

れとのバランス上形式的には申請をい

たらう形にすべきであるというところ

ある

(ト) なお、復帰とともに禁法も適用され

るようになるか、同法による規制の必要性

の有無は、復帰後における各契約の運

用に即して決定されるべき問題である

。

3. 外貨送金

(1) 米側要件: 資産の譲渡収益及び事業活動又は

取業活動からの課税済み所得のト

ル送金を期間と金額に制限す

べし。

(2) 検討状況:

復帰後の沖縄における外貨の管理については、

本土外為法令をそのまま適用する予定であるか

本土法令の下においても、^(外貨) 外口人及び外口企業の^(昨年来制限の下) 送金保障については、特に~~送金保障~~撤廃が行われた。^(外貨) ~~送金~~ 外為法令の下で認められる送金^(外貨) は、次のとおり。

(イ) 外為法上の認可を得たものの元本及び果実の送金

(ロ) 外口人居住者の財産持帰り。(昭和45年5月1日付けで5万円の金額制限が撤廃された)

(ハ) 外口人居住者に対する親族送金^(昭和 年 月 日 付けで制限撤廃)

(ニ) ^(外口人非居住者か) 本邦に^{有る} 家屋等の賃借料を^{有る} 外口で受け取る^(要審査)

すなわち、帰国後^(外貨) 外為法上の認可を得る必要のある企業が出る場合には、かかる企業の資産を処分して外貨送金方式の特典を認める必要があるか、外為法は当然かかる事態を想定していかなる暫定措置を講ずる必要があるか(具体案は未作成であるが、大蔵省もその必要性を認められている)。

他方、帰国と同時に^(外貨) 行われる通貨交換にあたり、預金その他の債権債務の切替も行われることは存するか、外口人居住者の外貨預金は切替を行わない方針で暫定措置結果の準備が進められている。

4. 過渡期間の設定

(1) 米側要求: 本土の通商・金融関係法令の伸縮

への適用は、段階的に行なうこと

(2) 検討状況:

(イ) 必要に応じ個別的に暫定措置を講ずること

ありうるが、一般的に過渡期間を設定する意図を

し。

(ロ) 米企業のうちには、現在自由に外国から輸入して

い³⁾産品が復帰後輸入制限の対象になる

のではないかと見えて不安を持つものが多い

由である(特に農産物) 復帰後の伸縮において

る輸出入制度(関税・内国税を含む。)については、

復帰と同時に本土の関係法令を適用すること

に努むこと(復帰対策要綱第1次令) ~~を~~

また、かかる制度は、内外人平等に適用される

こととする。復帰時においては、(イ) 輸入数量

制限品目数は現在より相当減少する予定であり、

(本年9月末までに現在^約80品目ある制限品目

を40以下とする。なお、46年¹⁰月19日の

関係関係協定研究会決定は、残存の制

限の撤廃についてもさらに努力するもの

としている。また、(ロ) 残存制限品目に

ついでに輸入割当に当たって実績を

考慮する方針があるので、米系企業側の

懸念は、相当程度解消されるであろう。

(ただし、極めてセレクトな商品に

対しては、米系企業の希望はありに

ちもあろう。



5 業法上の免許及び自由職業資格

(1) 米側要求: ^(沖縄において) 復帰時に適法に事業に従事し

た人及び法人に復帰後も事業(自

由職業を含む。)の継続を認めら

(2) 検討状況:

(1) 業法関係

外資系企業が復帰後も沖縄の事業を継続

する場合には、業種によっては、外資法上の認可のみを

らず、各業法上の免許、登録等が必要であると

ころ、クエスチョンに回答した業者に関連のある業

法及び問題点は、次のとおり。

(a) 外国保険事業者に関する法律

外国保険事業者が日本に支店等を設けて保険事業を営むには、大蔵大臣の免許を受けなければならない。(3条1項) 沖縄に支店を有する外国保険事業者(8社)のうち6社に、すでに本土においても上記の免許を受けているので問題なく、残り2社は、

琉球法令上の免許のみをもちたいものであるか、大蔵省に於ては、これを本土法令上の免許とみなす方向で検討している。

(b) 銀行法

外国銀行が日本に支店、出張所又は代理店を設

けるときは、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

(32条) 現在、Bank of America と American Express が沖縄に支店を有しているか、大蔵省としては、これらに前記の許可を与えることに困難はない由である。

(c) 学校教育法

果敢に不明の点があるか、学校教育法に於て各種学校として認可を要するものも有りうる。

(d) 風俗営業取締法

同法に於て「風俗営業」を営む場合には、都道府県が条例で定めるところにより、都道府県公安委員会

員会の新可を受け付けなければならない。この点につ
いては、具体的な取扱方針は未定であるが、特に
大きな問題は無いと思われよう。

(e) 石油業法

石油精製業を行なうとしようとする者は、通産大臣
の新可を受け付けなければならない(4条)。また、4条の
新可を受けたる者が設備の新設、増設又は改造
をしようとするときは、通産大臣の新可を受け付け
なければならない。(7条) 在沖石油業者(ガルフ、エソ、
カルテックス)については、目下通産省が「外資法上
の取扱いの面を各社と個別に協定」としているが

階で、石油業法上の取扱いの検討まで進んで
いないが、同省としては外資法上の認可を与えるから
業法上も許可を与えようとしている方針である
が、カルテックスは、すでに本土で合併を行なつて
いるので、外資法上の問題は最も少ないものであ
る。業法上の取扱いとしては、前記7条の設備の新
増設のみを許すことになる。

(f) 航空法

航空法第127条は、カボットーエを運輸大臣の許
可に服するものである。しかしながら、これを許可
する意向のあることをすでに日米航空交渉の場

おいて明らかにしている。

(g) 船舶法

船舶法第3条は、法律、条約に定めのある場合、海難の場合及び運輸大臣の許可のある場合以外は、カボタージュを禁止している。運輸省は、海運についてもカボタージュ（沖縄-本土間、琉球諸島間）を認める意向を有する。

(h) 港湾運送事業法及び道路運送法

これらの運輸大臣の免許を要件としているが、免許を与えるべきであるか否か運輸省で検討中。

(i) 職業安定法

沖縄の職業安定法に基づき行政主席の許可を授けたいものについては、労働省は、本土の職業安定法32条又は33条により労働大臣の許可を得たものとみても方針である。現在沖縄で何らの許可を（職業紹介を行なっているものもある模様）があるか、これは、復帰後個別審査を行なうこととする。

(j) 建設業法

建設業法は、登録を義務づけている（4条）が許可は不要である。

(B) 電波法

電波法第5条は、無線局の免許の資格事由

として「日本の国籍を有しない人」、「外国政府又はその代表者

「外国の法人又は団体」及び「法人又は団体であつて

前号に掲げたる者がその代表者であるもの又はこれ

らの者がその総量の1/3以上若しくは議決権の1/3以上

を有するもの」を掲げている。極東放送については、

定款改正等により電波法にのぞかう形式に

(これと同放送自身計画している趣意で)

~~是れを以て~~ あり、周波数の割当^等の問題

(郵政省が資本構成、番組の性格及び

あり、取扱いに付いては固まっている。

また、復帰後の免許付与に難色を示している。

(D) 自由職業 (資格免許)

(a) 弁護士 (登録数 36名、現に在沖の者 6~7名)

法務省が考えている取扱い方針は、(i) 活動

地域を沖縄に限ると、(ii) 復帰後の数年間に限ると、

(iii) 形式的に最高裁の承認に係るしめきと及び

(iv) 業務の範囲は、従前とありとちよとの4頁

より成る。(復帰後何年間に認めるかは、具体的に

決まっているか、法務省は、5年程度はかまわな

との威嚇であるか、日年連の反対もあり、表向き

はそれより短い期間を示している。) 結果として

~~暫定期間が短~~ 暫定期間の経過後は

全活動が認められなくては、本土の外人弁
 護士の如く終身認める必要はないとしても、沖繩
 人弁護士の場合の如く暫定期間後も試験
 に合格すれば業務を継続しうき道を開くこ
 とが望ましいので、その旨法務省に申請されたい
 ところから結論を得たい。

(b) 医師 (最大限 25名) 及び歯科医 (約 11名)

厚生省において、(i) 地域制限及び期間制
 限を付し、(ii) 業務内容が従前とありとし、(iii)
 沖繩人医師及び歯科医に対する措置とも均等
 した取柄にとり方向を検討中である。

(c) 獣医 (1名)

琉球の免許を受けている者については、復帰後
 も業務を継続するのを認める方針で、復帰外
 策要綱中二次分にもその旨定め予定である。
 (当注外口人獣医は、琉球の免許を受けている)

(d) 公認会計士 (2名)

外口の資格を有し、かつ、日本の関係法令によ
 りて相当の知識を有する者は、大蔵大臣による資格
 の承認を得て、日本公認会計士名簿に登録す
 るが、日本で業務を行なえることになっている。
 (公認会計士法 16条の2) 大蔵省は、当注 2名

の外国人公認会計士の資格承認には問題ない

とされている。

(c) その他

② 二次復帰対策要綱では、沖縄の法令に於

ての資格を有している者は、復帰後は、本土の法

令による相当の免許資格を受けたる者として取

り扱ふことを定めることあり、この場合、国籍に

よる差別は設けらるべきでない。

食品衛生管理者

毒物劇物取扱責任者

水道技術管理者

布設工事監督者

茶種商試験合格者

乗客人工指精師

救命艇手

衛生管理者

自動車整備師

海事代理士

等、無線工、航空整備士等検定中のものも

あり、特に問題はない見込みである。



6 雇用の継続

(1) 半側要求: 帰国時に雇用されている外国人の

雇用の継続を帰国後も認めら

れる。

(2) ^(方針) 検討状況:

(1) 本件は、在留資格の問題に帰着しては、

在留中は、^(イ) 帰国後一定期間内に在留許可を申

請せしめるか、^(ロ) できる限り従来どおり在留し

る方に許可を与える方針である。

(2) さらに、在留中の台湾人及び朝鮮人の永

住権については、^(米2次帰国対策要綱に別添2の案を) ~~検討中~~ 入国予定。

(1) 台湾からの季節労働者については、帰国後
一定の期間入国を認める方針。

7 内国民待遇

(1) 半側要求: 日本の法令適用にあたっては、外

国人を差別しない。

(2) ^(方針) ~~検討状況~~: 一定の事業及び資格について、内

外人の取扱いに差があるものがあるか、いかなる

通商航海上許容されたものであるか、その他

については法令上の差別なし。

8. 14条契約者

(1) 米側要求: 米側リスト(未作成)に掲げる米口

業者を地位協定14条の下におけ

る契約者として認めること。

(2) ^{方針} 検討状況:

(地位協定の規定に従い)
本工の場合と同様、日米間の協定のうえ指定され

ることになる。地位協定適用上の例外は、認めえ

ない。具体的に検討は、米側リストの提出を待つ

行うこととする。

9. 課税の不遡及

(1) 米側要求: (イ) 外口人に対し、帰国前の期間に

ついで、その活動及び財産に

対する遡及課税を行わない

こと。

(ロ) 帰国時を境として、経費の

carry-over 及び carry-back

を認めること。

(2) 検討状況:

(イ) については、遡及課税は行わない。(帰国前

には、~~米側リスト~~の事態については、~~米側~~従前

の例によるという経過措置を講ずる)

(B)については、なお検討中。なお、(A)の基本方針については、復帰対策要綱第2次分に入れる可能性がある

秘
無期限

別添1

2008.2.23
外資課

北川
細田

(初回の回答)

沖縄における外資からの投資を模索した結果、下記の結論が得られましたので通知します。外資企業から個別に問合せがあった場合にはこの結論を下記の条件を明示したうえで伝達されるようお願いいたします。

記

1. 別添企業リスト中、備考欄にAと記入されている企業については、沖縄返還後事業活動を継続することには向題はないと思われる。これらの企業は返還後法律に基づき認可申請しなければならないが速かに認可が与えられる見込みである。ただし、認可申請時点で次の2条件を満たす必要がある。
 - (1) 申請時の事業規模及び内容がクエスチョナリイの回答と著しく異なっていないこと。

(2) 定款に定める事業が現に行われている事業に比して著しく広汎でないこと。

上記条件(1)を満たさない企業については認可申請時点で個別に審査することとし、条件(2)を満たさない企業については実際の事業内容に合わせるための定款の修正を要求することがある。

2. 別添企業リスト中備考欄にBと記入されている企業については、事業の内容が不明である等現時点で問題がないと直ちに判断することができないためさらに調査をすすめる必要があると思われる。

3. 別添企業リスト中備考欄にCと記入されている企業については、事業中に通産省所管以外の業種が含まれているため通産省限りで判断することが不可能である。

しかし、通産省所管事業に関しては問題はないと思われる。(上記1と取扱い条件において同様である。)

4. 別添企業リスト中備考欄にDと記入されている企業については、他省所管業種に従事しているため判断することができない。

5. アルファベットに(*)印を附してある企業については、販売方法について若干の制限(本邦における通信販売、訪問販売の制限)を課することがある。

6. 上記の企業分類に従って分類すると
A = 85 (うち A* = 4), B = 16
C = 4, (うち C* = 1), D = 5 / 計193

となり、通産省関係企業のうち内題のものは
 $\frac{85+4}{85+16+4} = \frac{126}{142} = 89\%$ に達している。

7. なお、クレス社への回答では明らかではないが

外資法の関係では個人営業者は認可を受ける必要がない。

ただし、他の法律に基づき免許・許可を必要とする事業

(医師、歯科医、保険、運輸、建築、飲食店、風俗営業等)

については、それぞれ関係省において検討中である。

8. 製造業を営んでいる支店については、現在従事している

事業の範囲内で法人化することが望ましい。

輸出入販売、サービス業を営んでいる支店については

支店のまゝ継続しても構わないが、将来製造業に進出し

ようとする意思のある企業は復帰時までに法人化

ことが望ましい。

目次 [所管のうち、○の中は従前、△は通商・
質検(輸出入)、商は企業局商務一、二課、
中小企業庁商業一、二課]

1. 沖縄において免許を受けて営業を行なっているもの。

番号	業種	企業名	業種	所管	備考
1	1	パンオーシャン Ltd (株)	建材輸入、販売	通商局	A
2	2	ゴラルアイロ自 動車 Co, Ltd	フード輸入、販売	通商局	A*
3	3	ユーネルアラガ ズ Co, Ltd (株)	雑貨販売、保険、 運送代理、建築資 材、機械販売、輸 入	通商局 化研 ①②	C
4	4	ウェスタンパシ フィックコーポ レーション	建築資材輸入、販売 保険代理	通商局 ①	C
5	7	エベレット汽船 コーポレーション	海運、貨物、旅行 サービス	①、商	C
6	8	マンネングコー ポレーション	不動産、エンジニ アリング	①、化研 商	C
7	12	パシフィックエ アコン(株)	エアコンの製造、販 売	商	A
8	13	エリアン・ア ラフト Co.	軽鋼美術工芸品の 輸入販売	経産局	A

順	登録	企業名	業種	所管	備考
9	14	リンドン・ガーメンツ (中国人)	縫製業 (絹織物)	織	A
10	15	ハンセン・テーラー (香港人)	衣料品、靴の仕立販売	織	A
11	16	ディノーズ・レザーファッション (インド人)	皮革製品の製造、販売、輸出	織、通商	A
12	18	琉球観光土産物店 (中国人)	みやげ物店	商	A
13	19	コーナン商会 (フィリピン人)	機械設備の修理、組立サービス、琉球特産品の輸出	通商	A
14	20	ザンズ・ブザー・キャップ・ファクトリー (中国人)	軍用帽、肩章等の製造、販売、輸出。原料、機械の輸入	織、通商 (貨)	A
15	21	ピーターズ・センパニー (中国人)	縫製業、輸出。原料等の輸入	織、通商	A
16	22	ヘレン・M. パターソン (米)	化粧品等の輸入販売	通商	A*
17	23	コンフォート・シネーズ & レイガー・クラブ (中国人)	皮革製品輸入販売	織、通商	A
18	24	ザンソン・C.O. (中国人)	縫製業、原料等輸入	織、通商	A

順	登録	企業名	業種	所管	備考
19	25	VCON エンタープライズ (韓国)	琉球産品輸出、機械、装置、自動車修理、組立、輸出	通商	A
20	26	ファー・イースト・モナハンプロモーション (米)	芸能タレントの幹事業	商	A
21	27	ファー・イースト・テレビエンタテインメント (米)	農作物等特産品の輸出、飲食店経営	通商 (貨) (株)	C
22	28	ABCストア (中国人)	メリヤス衣類製造、輸出。原料輸入	織、通商	A
23	29	LHA キャッスルモーター・C.O. Ltd	ホテル、レストラン、ゴルフ場	商	A
24	30	ケン・ガー (株) (米)	果物の運送及び貸貸業	商 (貨) (株)	C
25	31	ケン・ガー・ムック (香港)	百貨店	商	A
26	32	ナショナル・キャッスル・シムレジスター (米)	旅客類の組立、修理販売	通商	A
27	36	ラッキー・フードストア (韓国)	韓国式食料品店	商 (株)	C
28	37	C.F. シヤーマ (株) (韓国)	船舶、旅行、保険代理業	商 (株) (貨)	D ✓
29	38	スマート・C.O. (中国人)	縫製業	織	A

番	登録番号	企業名	業種	所管	備考
30	39	ナモリアロ・スタジオ Co.	陶器の写真焼付業	商	A
31	40	テクニカルコーティングケミカル Co Ltd	塗料、塗料剤製造販売	化	A
32	41	ハウスオブリー(韓国)	室内装飾品の製造販売	商	A
33	42	スリーイーグル Co.	衣料縫製品の輸出販売	商 通	A
34	44	チャンピオンパン(米)	芸能タレントあつせん業	商	A
35	45	OIC オプティカル Co (香港)	眼鏡店(輸入、製造販売)	商 商	A
36	46	琉球マニユファクチャラーズ&ディストリビューター	洗剤、防錆剤、殺菌剤製造販売	化 商	C
37	47	F.W.マーシャル&アソシエイツ、アメリカンビジネスコンサルティング	ビジネスコンサルタント	商	A
38	48	ガルブエイシアンターミナル(株)	原油、石油製品貯蔵ターミナルの建設、運営	商	B
39	49	フェアチャイルドコーポレーション	* 専体装置を含む電気機械、電子製品の製造販売	商	B

番	登録番号	企業名	業種	所管	備考
40	50	ガルブ石油精製 Co Ltd.	石油精製業	商	B
41	51	サルテックス(アジア) Ltd	石油製品の製造	商	B
42	52	琉球セメント	セメント製品の製造販売	化	A
43	53	沖縄カイザー	セメント製造機の操作	商 化	C
44	54	ノンコンプロケードセンター(中国)	衣料品の製造販売、輸出原料輸入	商 通(商)	A
45	55	ポニー&Co (中国)	縫製、販売、必要機材輸入	商 (通) (商)	A
46	60	ターコ-物産(株)支店(米)	特殊工業用洗剤の輸入販売	化、通商	A
47	62	M.B.F. スポーツ用品(株)(米)	スポーツ用品の製造、販売、輸出	商 通商	A
48	63	ヨナグスクベバレッジ Co (米)	缶詰の製造、販売	商 商	D
49	64	P.B. フローレンス(株)(米)	建材、電機、事務機器、家具、スポーツ用具等の輸入販売	商 化 商	A

番号	業種	企業名	業種	所管	備考
50	65	ロジャーズ Ltd 香港	百貨店 (輸入・販売)	商 通	A
51	66	ロイヤル・トルー インゲシシニケー ト Ltd	欧米式百貨店 (輸入・販売)	商	A
52	67	エッソスタンダー ド (沖縄) Ltd	石油精製	鉱	B
53	68	エッソスタンダー ド石油 (沖縄) Ltd	燃料油等の供給	鉱	B
54	71	シユー・ブリーム・サ プライ Corp	清料飲料水等の製造・販売・輸出入	通 ⑤	C
55	72	ナマイナ・エアライ ンズ Ltd	航空サービス	商 ⑤	C
56	73	ルー・キュー・モー ース Ltd	自動車・同部品等の輸入販売修理	重通商 ⑤	C
57	74	インターナショナル インスバグシ ョン (琉球)	貨物市場調査・ガイドブック出版	商	A*
58	75	スター・ニューズ・パ ブリッシング Co Ltd	新聞発行販売会社 代理店	商	A
59	76	スーパースターズ サービス	旅行観光業	商 ⑤	C
60	77	エルソンズ合資会 社 (インド)	洋服仕立業	織	A

番号	業種	企業名	業種	所管	備考
61	80	ハマ・オーキッド ガーデン (中国人)	蘭の新産、苗の輸出・販売	通 ⑤	C
62	81	アメリカンドラッグ Co (比国)	薬劑化粧品等の輸入・販売	化通商 ⑤	C*
63	83	Y.ヒガ・エンター プライズ Ltd (支 店) (米)	アメリカ住宅の製造・包装・輸出	化通	A
64	84	バブ・リバー・ウエ ア Co	皮革製品の製造・販売	織	A
65	85	ジャニ・チャン Co (中国)	肉骨の専賣焼付・輸出・販売	織	A
66	86	ウォン・ブラザーズ プロモーション Co	芸能興行業	商	A
67	87	アイランド・プラス チック Mfg Co (中 国人)	プラスチック造花 合器・玩具製造・輸出・販売・原料輸入	織・商 通・化	A
68	88	ガードル・サービス (比国)	事務所企画・設計 相談・代書・損害 保険代理	商 ⑤	C
69	89	アルミナ・サンパ ニ・オナ・アメリカ (アルコア)	アルミニウム精錬業	鉱	B
70	90	マナテスト Co	建設関係のテスト り監督・指導サービス	商 ⑤	C

番	番	企 業 名	業 種	所 管	備 考
71	91	マンダリンハウス ゲームンツ Co	縫製品製造修繕販売	織	A
72	92	オリエンタルプラ ズチック Mfg. Co. (中国・英国)	プラスチック家庭 用品の製造販売 材料等輸入	化、織	A
73	94	C. J. C. & アソシエ イツ (比国)	会計士、経営顧問	商 ⊗	C
74	94	アジア・エンター プライズ	輸出、ダンス教授、 ビジネスコンサル タント	商 通	A
75	95	サックス・オーバー シーズ (ホンコン)	百貨店 (洋服仕立 てを含む) の経営 サービス	商 (織)	A
76	96	ピンスミュージック サービス (比国)	ピアノ調音、分解 掃除、音楽指導	商	A
77	97	イ D C ストア	ナホヤス製音製造 販売輸出	織	
78	98	マナト・マシンズ リベアショップ	自動車、機械装置 部品、付属品の輸 出入、販売、レン タル、修理	商 重	A
79	99	ダンジュー Co. (香港法人)	皮革製品の製造 販売、原料輸入	織、商	A
80	100	ガティハーシー Corp (米)	消毒剤、化粧品 製造、加工	化	A

番	番	企 業 名	業 種	所 管	備 考
81	101	ウイリアムズ・イ ンターナショナル Inc (米)	食品、自動車、機 械等の輸出入販売	商、織 各局	A
82	103	オーバーシーズ ゲームンツ Co (米 国)	眼鏡の更生、修繕 縫製販売	織	A
83	104	エキゾチック・グ ラフツ	家具、工芸品の輸 入、販売、未完 品の仕上げ、輸出 販売	商、織	A
84	105	パシフィック・シ ヤツ Co (香港)	シャツ仕立、販売 輸出	織	A
85	106	ジェイマス・S・ リー & Co (坤 港)	衣料品製造販売	織	A
86	108	E. J. グリフィ ス & Co, ゲッツ ブザーズ Co	各種輸入販売、運 送代理業	商	A
87	109	ガリユー・キエ マン・アドバタイ ジング Co	出版、広告代理	商	A*
88	110	U. S. サミットコー ポレーシヨン (米)	菓料輸入販売、室 内装飾、家具製造 販売	商、織 ⊗	C
89	111	ファースト マーケッティング エージェンシー	家畜の育成、ペッ トフードの輸入 販売	商 ⊗ 商	C

番号	業種	企業名	業種	所管	備考
90	112	中綿アライウッド Corp	合板、木材の製造	通商	C
91	113	カ、キーストン、プロトサービス(株)	写真材料、設備販売、仕上り(コダック)	他商	A
92	114	サラニ株式会社(インド)	罐頭品、ビーズ製造の製造販売輸出	通商	A
93	115	ベン・スナーICo(米)	鉄製品の製造輸出、原料輸入	通商	A
94	117	アメリカン、ホットドリンクCo(株)(米)	ソフトドリンク等飲料品の製造、販売、輸入	通商	C
95	119	R&Cラグ&カーペットサービス(比国)	ラグ、カーペット等のクリーニング業、材料輸入	通商	C
96	120	R.G.ブーズ、イザマツ商会(并経)(豪)	畜産加工販売、果物、ジュース等輸入販売	通商	C
97	121	インターナショナル、デリーズ(琉球)Ltd	乳製品の製造、卸売、材料輸入	通商	D
98	122	アルヴィックモーターズ(比国)	自動車、スクーターの販売、修理	通商	A
99	123	中綿ギヤCo(中国人)	各種歯車装置の製造販売	通商	A

番号	業種	企業名	業種	所管	備考
100	124	エザ、ロックCo(米、ワールドウォーターズ)	錠剤の販売、修理、取付	他商	A
101	125	セファン、アッポボ、トリニゲCo(并経)	ソフトドリンクの輸入、販売、原料輸入	通商	C
101	127	エ、マリア Inc	航空機修理、航空機部品	通商	C
~~~~~以上通商通関企業~~~~~					
102	5	ファミリーエットICo、支店(日本法人)	各種食品	通商	A
103	6	キャピタル、インシユアランス&シユアティ(比国)	保険業	通商	D ✓
104	9	ガ、ノカンアシユアランスCo(比国)	保険代理業(英国保険会社代理店)	通商	D ✓
105	10	琉球ストックブリーディングエンタプライズ(中国人)	果樹栽培	通商	D
106	11	オヤマ、ヴェテリナリー、クリニック	獣医師(獣医師免許)	通商	D
107	17	シロマ、ホルトリファームズ(比国)	畜産業	通商	D

番	種	企 業 名	業 種	所 管	備 考
108	33	ガ、ニュー・シラ ンド・インシユア ランス (N.Z.)	自動車損害賠償 責任保険業	⊗	D ✓
109	34	アメリカン・イン ターナショナル・ オンダーライター	保険代理業	⊗	D ✓
110	35	ナマイナ・シー、 デベロップメント コーポレーション (米)	貸貸、販売用の建 物の建築	⊗	D
111	43	ロイド・インダス トリーズ (米)	畜産加工、販売 (輸 出)	⊗ (通)	C
112	56	琉球ニョクハン企 業 (中區)	果物の栽培	⊗	D
113	57	プライズ・ワオー ターハウス & Co. (米)	計理士	⊗	D
114	58	ハン・アメリカン エアウェイ (株) (米)	航空サービス	⊗ 尚	D
115	59	A F I A (アメリ カン・フォリン インシユアランス アンシエーション) (米)	保険業	⊗	D ✓
116	61	石垣農業合資会社 (中區)	果樹栽培、畜産 管理業	⊗ (通)	C

番	種	企 業 名	業 種	所 管	備 考
117	69	アーサー・J. デ リンジャー & アン シエイツ	公認会計士	⊗	D
118	70	ライオン・アンシ エイツ (琉球) (株) (米)	建築技術サービス (建築物資輸入)	延 (面 化)	A
119	78	B J B & アンシエ イツ (比國)	建設関係技術顧問 業	⊗	D
120	79	琉球オーディットビ ユーロー	会計士	⊗	D
"	"	ドミニクス・バラ エティーズ	"	⊗	D
(121)	82	Dr. アイリス・ C. リー	医師 (医師法免許)	⊗ )	D
(122)	102	ファミリー・クリ ニック	歯科医師 (歯科医 師法)	⊗ )	D
(123)	107	ステイツ・マリ ン・ライン (オキナ ワ) マリンタイム	海運代理業	⊗ )	D
(124)	116	ユースタキオ・デ ンタル・クイニッ ク	歯科医師 (歯科医 師法)	⊗ )	D
(125)	118	ナルシー・デング ル・クイニック	"	⊗ )	D
126	126	琉球クラシカル アカデミー	音楽学校	⊗ 尚	C

2. 沖縄において免許を要せずに事業を行っている  
もの(布令/1号2条)

番号	別号	企業名	業種	所管	備考
201	別1	デブリット・イル マオス Co., Ltd. (ホルトザル)	昼相等の販売(物 臣不明)	商	A
202	別2	ロートン・モーゼ ズリアンシエーシ ョン	海産物処理業	③	D
203	別3	ダニエル・R・バ ック(個人)	軍の食堂、軍用リ 等サービス	商 ⑤	C
204	別4	インターナシヨナ ル・インシヨアラ ンス・マンダラー イターズ(株)	国際保険業	④	D
205	別5	アイルランド・ヴァ ン・ストアレッジ Co.	軍の日用品の貯蔵 保管	商 ⑥	C
206	別6	トハリヨンストラ クシヨン(株)	不明	-	B
207	別7	グローリア・インタ ーナシヨナル(株)	教科書、参考書 教科書販売	商	A
208	別8	D. F. フィッシ マー & サンズ Ltd	建設業(?)	⑦	D
209	別9	アーサー・W. フ ーソン	弁護士	⑧	D

番号	別号	企業名	業種	所管	備考
210	別10	ジエネラル・リア ル・エステイト Ltd	工運情報提供	⑨	D
211	別11	ウエストパック(株)	不明	-	B
212	別12	モトア探石社(ク オリー)	探石業	⑩	A
213	別13	デモロ・コンス トラクシヨン Corp	建設業	⑪	D
214	別14	シヨリロ・トリー ディング Co. Ltd	観光みやげ物の輸 入、販売	通商	A
215	別15	パッコン Corp	建設業	⑫	D
216	別16	ラトレッジ・コン ストラクシヨン Co (株)	建築、電気、機械 等の請負工事	⑬	D
217	別17	トランス・アジア エンジニアリング アソシエイツ(株)	建築エンジニアリ ング	⑭	D
218	別18	トランス・ワール ド・エプラインズ	紙産会社	⑮	D
219	別19	ファミリー・クリ ニック	診療所(歯科)	⑯	D
220	別20	アトキンス・フロ ール & Co., Ltd	建築資材、機械設 備の輸入、販売	通商	A

番	番	企業名	業 種	所 管	備 考
221	221	アドバンテイス マデイカルセン ター	診療所	⑧	D
222	222	スナバ、コーポ レーション	設備の建設、リ ス(機装修理、倉 庫、コンピュータ 事務機)	⑧ 商	B
223	223	Dr. J. R. グラ マン、デンタル クリニック	歯科医師	⑧	D
224	224	インベスターズ、 オーバーシーズ サービス	証券サービス業	⑧	D ✓
225	225	ナヤールズ、P ハイグッド	弁護士	⑧	D
226	226	アジアティク、 トランスパシフ ック(株)	引越し荷物などの 運送業	商 ⑧	C
227	227	メドウ、ゴールド デイリーズ	乳製品等の製造販売 輸入	⑧ 商	C
228	228	ダイヤモンド、コ ム、Ltd	玩具、日用品、造 花、皮製用品の輸 入卸	商 ⑧	A
229	229	ジェラトコ(株) スミス、ウァン オブネ	引越し荷物の運送 業	商 ⑧	C

番	番	企業名	業 種	所 管	備 考
230	230	シエロ、ノースウ エスト、パシフィ ックム&d	石油、石油製品 市場調査	商、化	B
231	231	アンコンコ(株)	P.O.Mタンクの補 修(?)	商、化	B
232	232	パシフィック、 セールス、Co	米軍相手の輸入 販売	商、通	B
233	233	アメリカン、エン ジニアリングCorp	エアコン、電機器 具の輸入販売	商、通	A
234	234	バクスター、ト ーディングCo	各種貨物の輸入代 理	商、通	A
235	235	ハリウラズ	木材等の輸入販売 (?)	商、通	A
236	236	ミューラー&フィッ プス、インターナ ショナルCorp	米軍の発注物資の 仲介あつせん業	商	A
237	237	オリエント、エン タプライズCo	輸入代理店	商、通	A
238	238	インターステイト セキュリティーズ Co(株)	軍関係の保険申請 の代理	商、⑧	C
239	239	ガイフライング、 ダイガー、ライ ン(株)	荷物便、軍用チャ ーター機	商、⑧	C

番	種別	企業名	業種	所管	備考
240	別40	オリエンタル・マ ーケティング・ト レーディングCo	衣類の輸入、フガ の加工、さんごの 輸出	通商	C
241	別41	ガバメント・エン プロイズ・ファ イナンス・アニコ アランス・エンジ ンシー	金融会社、保険会 社等の代理店	通商	C
242	別42	アミアン・アメリ カン・コンストラ クチャーズ(株)	建設業	通商	D
243	別43	J.H.W.(株)	米国政府必用資材 の輸入代理	通商	A
244	別44	ハマリアン・テレ フォンCo	国産直に貸しこ る電話の検査、維 持	通商	D
245	別45	チャニングCo. (株) / オールド・ リパブリック・生 命保険	生命保険会社代理 店	通商	D ✓
246	別46	デニス・デイス トリビューティ ングCo.(株)	家具、エアコン等 備品の輸入販売	通商	A
247	別47	ユザ・V.S.O	ス・HA		B
248	別48	ルイン・ア・H・F Co.	輸入品、輸入品 の輸入代理	通商	C
249	別49	シーボ・サービス Inc	米政府の海運 運送	通商	C

3. 申請において免許を要せずに事業を行なっている

60 (Form B)

番	種別	企業名	業種	所管	備考
301	B-1	サンダー・タイラ	洋版仕立て業	通商	A
302	B-2	アメリカン・クリ ニック	歯科医	通商	D
303	B-3	チャールズ・C. シヨン & Co Ltd	パン屋	通商	D
304	B-4	メリル・リンナ ピアス・フェニ ー & スミス S.A	保険業	通商	D ✓
305	B-5	テレビジョン・コン タネンタル・モー ターズ	米軍人の技術提供	通商	A
306	B-6	パシフィック・ア ーキテクツ & エ ンジニアズ(株)	建物、土地検査等 サービス	通商	A
307	B-7	ペイルズ・モー ターズ Ltd	米軍人のマッダ車 販売	通商	A
308	B-8	マッドマスオカ オート・サービス エンジニアーズ /	米自衛隊サービス 代理店、保険代理 店	通商	C ✓
309	B-9	ユナイテッド・オ ブ・オマハ	不明		B

品番	種別	企業名	業種	管轄	備考
310	B-10	ジヨン・P・キング	弁護士	②	D
311	B-11	ロー・オブ・ス オブ・フサダ&マ キヤ	法律事務所	②	D
312	B-12	ファースト・ブ ロードキャステイ ングCo (株)	茶葉	②	D
313	B-13	マクレラン&フレ ンク	法律事務所	②	D
314	B-14	パンフィック・イ ンターナショナル ライスミルズ(株)	米の輸入 卸	② 通商	D
315	B-15	カテナ・クレジット ユニオン	米関係のクレジット ユニオン	商	B
316	B-16	ス・クリニク	薬・医療サービス	②	D

<B-14は免許あり>



比 在沖外国人の在留資格

(1) 復帰の際、沖總に在留する外国人に対

しては、復帰後一定期間内に在留資格

取得の申請を行なわせ、出入国管理令に

規定する在留資格を付与するものと

する。

(2) この在留資格の付与にあつては、若し終

法 務 省

歴、家族の状況等を勘案し、できる限り

従前認められていたと同様の法的地位を継

持てゐるもの、好意的に配慮するものとする。

なお、平和条約の規定による日本国籍を離脱

した者(台湾出身中国人等)は昭和三十一年九月一日以

て前より沖總復帰の日を引、統一統の沖總に在留す

るもの(沖總復帰の日以前に出生したものの者)の





別添 2